

京都市告示第370号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年10月24日

京都市長 門川 大作

(指定里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	勧修寺里0049号	山科区勧修寺閑林寺90番地の3地先 同町89番地の1地先	
2	太秦里5005号	右京区太秦一ノ井町30番地の5地先 同町31番地の7地先	

(廃止里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	太秦里0101号	右京区太秦一ノ井町31番地の4地先 同町31番地の5地先	

(建設局土木管理部道路明示課)